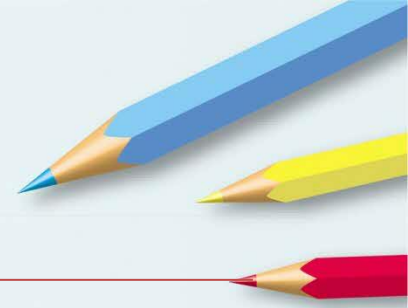


外国人雇用 基礎知識と注意点



那覇公共職業安定所
外国人雇用管理アドバイザー
仲宗根隼人

内 容



1. 在留資格の基礎知識
2. 雇用管理の注意点

1.在留資格の 基礎知識



在留資格の基礎知識

出入国管理及び難民認定法に基づき、外国人
が日本に適法に在留し、認められた範囲の活動
を行うための法的な資格

- 活動内容ごとに在留資格の定め
- 許可された範囲外で就労は不可
- 日本滞在を希望する外国人に対し、出入国
在留管理庁が審査し、認定・許可する
- 要件を満たさない場合、不許可となる
- 滞在中に違法行為があると取消の可能性

在留資格一覽表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野の各業務従事者
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留資格の基礎知識

在留資格認定・許可の主な要件

① 資格該当性

→活動目的が資格ごとに定められた内容に該当するか

② 基準適合性

→学歴（専攻科目）、経験年数、資格、能力等

技人国などの専門的・技術的分野の在留資格では、
いわゆる単純労働は原則不可

☑本人の素行、事業所規模なども含め総合的に
判断される

在留資格の基礎知識

「技術・人文知識・国際業務」

→就労可能な活動系在留資格の中で、
在留者数が多い在留資格

技術 → 理系の知識
人文知識 → 文系の知識
国際業務 → 外国人特有の能力

これらが
必要な
仕事

在留資格の基礎知識

「技術」理系の知識を要する業務

- ・ S E やソフトウェア開発者などの I T 技術者
- ・ 土木建築の設計者
- ・ 電気メーカーでの開発業務、機械設計、回路設計
- ・ 製薬会社での医薬品開発 など

「人文知識」文系の知識を要する業務

- ・ 金融機関における為替ディーラー
- ・ マーケティング業務
- ・ 貿易業務
- ・ 法務、経理 など

「国際業務」外国人特有の能力を要する業務

- ・ ホテル、旅館等における外国人対応、翻訳、通訳
- ・ 語学学校の講師
- ・ 広報、宣伝、海外取引業務 など

在留資格の基礎知識

人手不足に対応する在留資格

「特定技能」 (平成31年4月施行)

- ①介護 ②ビルクリーニング ③工業製品製造業
- ④建設 ⑤造船・船用工業 ⑥自動車整備 ⑦航空
- ⑧宿泊 ⑨農業 ⑩漁業 ⑪飲食料品製造業
- ⑫外食業 ⑬自動車運送 ⑭鉄道 ⑮林業 ⑯木材産業
- ⑰リネンサプライ ⑱物流倉庫 ⑲資源循環

→ 現場作業等もフルタイム勤務可能

→ 5年間の受入人数に上限(業種別で設定)

在留資格の基礎知識

特定技能1号

- 在留期間通算5年迄
- 家族の帯同は認められない
- 省令が定める支援が必要

熟練した技能者は
2号へ変更可

特定技能2号

- 在留期間更新可能、上限なし
- 家族の帯同が認められる
- 省令が定める支援の対象外

介護を除く分野
※在留資格
「介護」が該当

2.雇用管理の 注意点



雇用管理の注意点

1.日本人と同じ労務管理

- ・ 社会保険,労働保険, 所得税など→同じ扱い

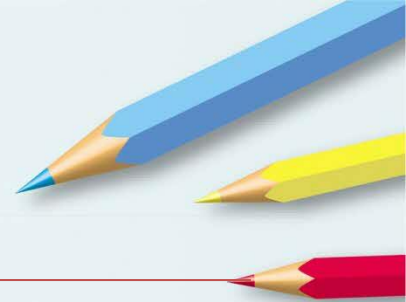
労働基準法第3条（均等待遇）

使用者は、労働者の**国籍**、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

2.活動内容に制限

→身分・地位に基づく在留資格など活動制限のないものを除き、許可された活動範囲を超えて就労することはできない

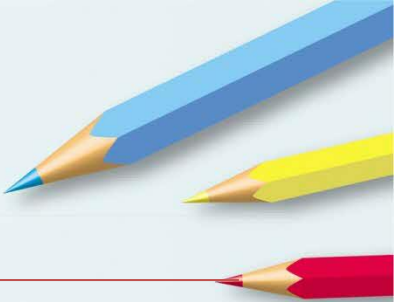
雇用管理の注意点



3.よくある誤解

- ①就労ビザがあれば、どこでも働ける (×)
- ②在留期限内であれば、何をしても良い (×)
- ③留学生のアルバイトに職種制限はない (×)
- ④最低賃金は適用されない (×)
- ⑤社会保険は入れないでよい (×)
- ⑥本人と合意すれば職種を変えてよい (△)
- ⑦日本人と結婚すれば、日本国籍になる (×)

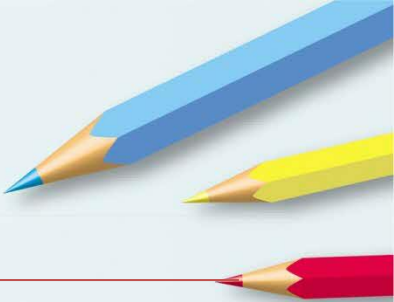
雇用管理の注意点



4.事業所の責務

- ①在留資格の範囲内で就労させること
- ②差別的取扱いをしないこと
- ③不法滞在者、無資格者を就労させないこと
- ④在留期間の管理
- ⑤適切な労働保険・社会保険加入
- ⑥各種届出の履行
 - 外国人雇用状況届出、特定技能定期届出、
随時届出等

相談窓口等



雇用関係助成金の相談窓口

□ 沖縄県グッジョブ相談ステーション

098-916-6204

外国人雇用に関する相談窓口等

□ なは新卒応援ハローワーク 外国人雇用管理アドバイザー

098-916-6204

□ 沖縄県ゆいゆい外国人材受入支援事業

070-5485-3970

□ 沖縄県国際交流・人材育成財団

098-942-9215

□ 沖縄県行政書士会 在留資格等に関する電話無料相談

098-870-1488